



政府統計
統計法に基づく国
の統計調査です。
調査票情報の秘密
の保護に万全を期
します。

統計法に基づく一般統計調査

秘

この調査票に記入された事項は、秘密を厳守し、統計以外の目的に用いるこ
とは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。



平成26年就業形態の多様化に関する総合実態調査(個人票)

都道府県番号	事業所一連番号	※ 区分	個人 番号
1	2	3	4

※区分は1頁裏面の定義により
記載しています。

- | | |
|--------|-------------|
| a 正社員 | e パートタイム労働者 |
| b 出向社員 | f 臨時労働者 |
| c 契約社員 | g 派遣労働者 |
| d 嘱託社員 | h その他 |

調査票についての問い合わせ先

厚生労働省大臣官房統計情報部
雇用・賃金福祉統計課雇用構造第一・第二係
東京都千代田区霞が関1-2-2
03-5253-1111 内線(7612, 7615, 7627)
(平日の月曜日～金曜日 9:30～18:15)

(記入上の注意)

- (注)又は裏面の記入要領を参照して記入してください。
- 特に断りのない限り、平成26年10月1日現在の状況を記入してください。
- 調査票の記入は黒か青のボールペンで記入してください。
- 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。
ただし、回答欄が **1 2 3** のように網掛けになっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
- 数字を記入する場合は、右詰めで記入してください。(記入例 **4 5**人)
- 平成26年11月30日(日)までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。

I あなた自身について

問1 あなた自身についてお答えください。

(1) 性別

(2) 年齢階級(平成26年10月1日現在)

男性	女性	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	
1	2	5	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11

(3) あなたの最終学歴についてお答えください。ただし、現在、在学中の場合には、在学中の学校についてお答えください。

(中途退学の場合は、その前の学歴の番号を選んでください。)

	中 学	高 校	専修学校 (専門課程)(注1)	高専・短大	大 学	大学院
最終学歴	01	02	03	04	05	06
在学中の学校(在学中の場合)	07	08	09	10	11	12

(注1)については、1頁裏面の記入要領を参照。

(4) あなたは誰かと同居していますか。同居している家族の続柄について該当するものをすべて選んでください。

(配偶者には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない方も含みます。)

同居している					同居して いない
配偶者	子ども	親	兄弟姉妹	その他	
1	2	3	4	5	6

この調査における同居とは、同一生計で同じ敷地内に住んでいることをいいます。

→ 同居しているお子さんの人数は何人ですか。

1人	2人	3人以上
1	2	3

9

→ 一番下のお子さんの年齢は何歳ですか。(平成26年10月1日現在)

0～2歳	3～5歳	6～12歳	13～15歳	16歳以上
1	2	3	4	5

10

記 入 要 領

問1 (3)

注1 専修学校（専門課程）

専修学校で専門課程（高校卒を入学資格とする修業年限2年以上、通常専門学校と呼ばれる学校）を修了した人であり、専修学校（高等課程・一般課程）修了者はここには含めません。

専修学校（高等課程）を修了した人は高校卒業と同じ扱いにしてください。また、ここでいう学歴には専修学校（一般課程）や各種学校（自動車教習所等）は除きます。

問2

就業形態		この調査における定義
1	正社員	雇用されている労働者で雇用期間の定めのない者のうち、他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員をいいます。短時間正社員（フルタイム正社員より一週間の所定労働時間（所定労働日数）が短い正社員）も含まれます。
2	出向社員	他企業より出向契約に基づき出向してきている者（出向元に籍を置いているかどうかは問わない）
3	契約社員 (※1)	特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者 「特定職種」とは、例えば、科学研究者、機械・電気技術者、プログラマー、医師、薬剤師、デザイナーなどの専門的職種をいいます。
4	嘱託社員 (※2)	定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用される者
5	パートタイム労働者	常用労働者(※3)のうち、フルタイム正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者
6	臨時労働者	常用労働者(※3)に該当しない労働者（雇用契約の期間が日々又は1か月以内の労働者のうち、8月又は9月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下である者）
7	派遣労働者 (登録型)	「労働者派遣法(※4)」に基づく派遣元事業所から派遣された者 「登録型」とは、派遣会社に派遣スタッフとして登録しておく形態をいいます。
8	派遣労働者 (常時雇用型)	「労働者派遣法(※4)」に基づく派遣元事業所から派遣された者 「常時雇用型」とは、派遣元と常時、雇用契約を結んでいる状態で派遣先で働く形態をいいます。
9	その他	上記以外の労働者（例えば、フルタイム正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じでパート、アルバイト等これに類する名称で呼ばれている者等）

※1 契約社員※2 嘱託社員

定年退職者等の再雇用者であっても、「契約社員」の定義にあてはまる場合は「契約社員」としてください。

「臨時労働者」、「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「契約社員」の定義にあてはまる場合は「契約社員」とし、「嘱託社員」の定義にあてはまる場合は「嘱託社員」としてください。

※3 常用労働者とは、下記の①～③のいずれかに該当する労働者のことです。

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者
- ③ 日々雇われている者又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている者であって、平成26年8月及び9月の各月に日々18日以上雇われた者

なお、取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者又はパートタイム労働者は、上記①～③のいずれかに該当すれば、常用労働者です。

※4 労働者派遣法

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいい、派遣元事業所とは、同法に基づく厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出を行っている事業所をいいます。

- (5) あなたの生活は何によっていますか。該当するものを選んでください。
 (該当するものがいくつかある場合は、最も収入の多いものを選んでください。)

あなた自身の収入	配偶者の収入	子どもの収入	親の収入	兄弟姉妹の収入	その他
1	2	3	4	5	6

11

問2 現在の就業形態についてお答えください。

- (1) あなたは、現在の会社ではどのような就業形態で働いていますか。

1頁裏面の「就業形態」を参照し、該当するものを選んでください。

正社員	出向社員	契約社員 (専門職)	嘱託社員 (再雇用者)	パートタイム 労働者	臨時労働者	派遣労働者		その他
						登録型	常時雇用型	
1	2	3	4	5	6	7	8	9

12

- (2) あなたは現在の会社に(1)でお答えいただいた就業形態でどれくらい在籍していますか。

派遣労働者の方は、派遣元での在籍期間(これまでに派遣労働者として雇用されてきた契約期間を合計した期間)についてお答えください。

3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年～20年未満	20年以上
1	2	3	4	5	6	7	8	9

13

- (3) あなたの現在の会社での労働契約は、雇用期間の定めがありますか。

□ 口頭で伝えられた場合も含みます。

派遣労働者の方は、派遣元との雇用契約の期間についてお答えください。

雇用期間の定めがある	雇用期間の定めがない
1	2

14

※「雇用期間の定めがない」には定年までの雇用を含みます。

→ 現在の労働契約における1回当たりの雇用期間はどのくらいですか。

15	年	16	か月
----	---	----	----

※雇用期間が1か月未満の場合は0か月と記入してください。

→ 雇用期間を定めない雇用契約への変更を希望しますか。

はい	いいえ
1	2

17

問3 あなたの現在の会社での主たる職種は何ですか。

2頁裏面の「職種分類表」を参照し、該当するものを選んでください。

いくつもの職種を兼務している場合は、報酬の最も多い職種を、これにより難い場合は、就業時間の最も長い職種を1つ選んでください。また、完全に当てはまるものがない場合は、近いと思われるものを選んでください。

管理的な仕事	専門的・技術的な仕事	事務的な仕事	販売の仕事	サービスの仕事	保安の仕事	生産工程の仕事	輸送・機械運転の仕事	建設・採掘の仕事	運搬・清掃・包装等の仕事	その他の仕事
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11

18

上記で「その他の仕事」と回答した方は、その具体的な内容を記載してください。

--

記入要領

問3

職種分類表

職種		職種内容
1	管理的な仕事	課（課相当を含む）以上の組織の管理的仕事に従事する者をいいます。 例えば、部長、課長、支店長、工場長など
2	専門的・技術的な仕事	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいいます。 例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家、速記者など
3	事務的な仕事	一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般事務員、銀行の窓口事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員、オペレーター、有料道路料金係、出改札係など
4	販売の仕事	商品（サービスを含む）・不動産・証券などの売買・売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員、レジ係、商品販売外販員、保険外交員、銀行外交員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など
5	サービスの仕事	理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいいます。 例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェイター、ウェイトレス、接客係、ホームヘルパー、ベビーシッター、駐車場・ビル管理人、寮管理人、ツアーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など
6	保安の仕事	社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいいます。 例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など
7	生産工程の仕事	生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動工具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事する者をいいます。 例えば、生産設備制御・監視員、機械組立設備制御・監視員、製品製造・加工処理工、機械組立工、機械修理工、自動車整備工、製品検査工など
8	輸送・機械運転の仕事	機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者をいいます。 例えば、電車運転士、バス運転者、営業用乗用自動車運転者、貨物自動車運転者、船長、航海士・運航士、水先人、船舶機関長・機関士、航空機操縦士など
9	建設・採掘の仕事	建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する者をいいます。（ただし、建設機械を操作する仕事に従事する者は「輸送・機械運転の仕事」となります。） 例えば、型枠大工、とび職、鉄筋工、大工、れんが積工、ブロック積工、タイル張工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、送電線電工、外線電工、通信線架線工、電信機据付工、電気工事従事者、土木従事者、坑内採鉱員、石切工、砂利採取員など
10	運搬・清掃・包装等の仕事	主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事する者をいいます。 例えば、郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者、陸上荷役・運搬従事者、倉庫現場員、配達員、荷造工、清掃従事者、包装工など
11	その他の仕事	農・林・漁業の従事者及び上記以外の職種に従事する者をいいます。

※上記の表は、日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）に基づいています。

問4は「契約」、「嘱託」、「派遣」、「パート」、「臨時」、「その他」の就業形態で働いている方がお答えください。

問4 現在の就業形態を選んだ理由は何ですか。該当する主なものを3つまで選んでください。

専門的な資格・技能を活かせるから	01
より収入の多い仕事に従事したかったから	02
自分の都合のよい時間に働けるから	03
勤務時間や労働日数が短いから	04
簡単な仕事で責任も少ないから	05
就業調整※(年収の調整や労働時間の調整)をしたいから	06
家計の補助、学費等を得たいから	07
自分で自由に使えるお金を得たいから	08
通勤時間が短いから	09
組織に縛られたくなかったから	10
正社員として働く会社がなかったから	11
家庭の事情(家事・育児・介護等)と両立しやすいから	12
他の活動(趣味・学習等)と両立しやすいから	13
体力的に正社員として働けなかったから	14
その他 [具体的に]	15

19

※「就業調整」とは、所得税の非課税限度額及び雇用保険、厚生年金等の加入要件に関する調整を行うことをいいます。

問5は在学中でない方がお答えください。

問5 あなたは、**最終学校卒業後**どのような就業形態で働いてきましたか。

現在の会社での就業形態を含め該当するものをすべて選んでください。

正社員	出向社員	契約社員	嘱託社員	パートタイム 労働者	臨時労働者	派遣労働者		その他
						登録型	常時雇用型	
1	2	3	4	5	6	7	8	9

20

→ 正社員以外の就業形態(出向社員を除く)で働いた期間を通算するとどれくらいですか。
(学生アルバイトの期間は除いてください。)

[]	[]
年	か月
21	22

※通算期間が1か月未満の場合は0か月と記入してください。

問6以降は全員がお答えください。

→ 次頁へ

記 入 要 領

JAMPV

問6 今後の働き方についてお答えください。(派遣労働者の方は派遣元の会社についてお答えください。)

(1) あなたは今後どのように働きたいと考えていますか。

現在の会社で働きたい	別の会社で働きたい	独立して事業を始めたい	仕事を辞めたい	その他	
1	2	3	4	5	23

(2) 今後の就業形態はどのように考えていますか。

現在の就業形態を続けたい	他の就業形態に変わりたい									その他 24	
	正社員	出向社員	契約社員	嘱託社員	パートタイム労働者	臨時労働者	派遣労働者				
	01	02	03	04	05	06	07	08	09		

(3) 正社員になりたいと考える理由は何ですか。該当する主なものを3つまで選んでください。

より多くの収入を得たいから	1
正社員の方が雇用が安定しているから	2
キャリアを高めたいから	3
より経験を深め、視野を広げたいから	4
自分の意欲と能力を十分に活かしたいから	5
専門的な資格・技能を活かしたいから	6
家庭の事情(家事・育児・介護等)の制約がなくなる(なくなった)から	7
その他	8

25

問7 現在の会社から支払われる賃金についてお答えください。

(1) あなたの賃金額を算定する際の基礎となるものは何ですか。

時間給	日 給	週 給	月 給	年 傅	その他
1	2	3	4	5	6

26

〔月払いでも、「時間単位」や「日単位」で賃金が計算されているときは、時間給や日給となります。〕

(2) あなた自身が平成26年9月の給与支給日に現在の会社から支払われた賃金総額(税込)はどれくらいでしたか。

支給なし	4万円未満	4万円～6万円未満	6万円～8万円未満	8万円～10万円未満	10万円～12万円未満	12万円～14万円未満	14万円～16万円未満	16万円～18万円未満	18万円～20万円未満
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10
20万円～22万円未満	22万円～24万円未満	24万円～26万円未満	26万円～28万円未満	28万円～30万円未満	30万円～35万円未満	35万円～40万円未満	40万円～45万円未満	45万円～50万円未満	50万円以上
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

27

9月1日～30日の間に現在の会社で支給された賃金をいいます。残業手当、休日手当、精勤手当等の通常月に支給される諸手当を含み、税金、社会保険料などが控除される前の総支給額を記入してください。(特別に支給される賞与・一時金、特別手当は除いてください。)

「支給なし」とは、9月分の給与算定期間より後に採用されるなど、9月の給与が支給されないことをいいます。

記入要領

問8(1)

注2 所定内労働時間数

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数をいいます。なお、休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除き、有給休暇取得分も除きます。

注3 所定外労働時間数

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数をいいます。

問9

注4 短時間正社員

フルタイム正社員より一週間の所定労働時間（所定労働日数）が短い正社員のことをいいます。短時間正社員への転換制度には、大きく分けると、下記の3つのパターンがあります。

- ① フルタイム正社員が地域活動、自己啓発その他の何らかの理由により短時間・短日勤務を一定期間行う場合（ただし、育児・介護のみを理由とする短時間・短日勤務は除く）
- ② 正社員の一部が所定労働時間を恒常的、又は期間を定めずに短くして働く場合
- ③ 正社員でないパートタイム労働者などが、短時間勤務の正社員になる場合

問8 現在の会社でのあなたの実労働時間数についてお答えください。

(1) あなたの9月における平均的な1週間の実労働時間数はどれくらいですか。

働いていなかった	20時間未満	20～25時間未満	25～30時間未満	30～35時間未満	35～40時間未満	40～45時間未満	45～50時間未満	50～60時間未満	60時間以上
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10

[実労働時間数は、所定内労働時間数(注2)と所定外労働時間数(注3)の合計をいいます。]

(2) 上記(1)の実労働時間数について、どのようにお考えですか。

今ままでよい	増やしたい	減らしたい	わからない
1	2	3	4

29

(3) あなたの希望する1週間の実労働時間数はどれくらいですか。

20時間未満	20～25時間未満	25～30時間未満	30～35時間未満	35～40時間未満	40～45時間未満	45～50時間未満	50～60時間未満	60時間以上
1	2	3	4	5	6	7	8	9

30

問9 現在の会社での各種制度についてお答えください。

(1) あなたは次の制度が適用されますか。もしくは施設の利用ができますか。

該当するものをすべて選んでください。

(派遣労働者の方は、派遣元での状況についてお答えください。なお、短時間正社員への転換制度には、育児・介護のみを理由とするものは含みません。)

雇用保険	健康保険	厚生年金	企業年金	退職金制度	財形制度	賞与支給制度	福利厚生施設等の利用	自己啓発援助制度	フルタイム正社員への転換制度	短時間正社員(注4)への転換制度
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11

31

(2) 上記(1)で選択した制度等以外で、あなたが今後、適用を希望する制度、もしくは利用を希望する施設は何ですか。

該当するものをすべて選んでください。

(派遣労働者の方は、派遣元での状況についてお答えください。なお、短時間正社員への転換制度には、育児・介護のみを理由とするものは含みません。)

雇用保険	健康保険	厚生年金	企業年金	退職金制度	財形制度	賞与支給制度	福利厚生施設等の利用	自己啓発援助制度	フルタイム正社員への転換制度	短時間正社員への転換制度
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11

32

記入要領

問10

注5 職場の環境

仕事をする場合での照明、空調、騒音、設備等人間関係以外の環境をいいます。

注6 雇用の安定性

雇用期間の定めのある労働者の方は、雇用期間内の状況のみでなく、契約更新等を含めた状況についてお答えください。

注7 福利厚生

食堂、休養施設、財形制度等労働者のための施設や制度をいいます。

注8 職業生活全体

この設問全体から見てお答えください。

©AMPV

問10 現在の満足度について、項目ごとに該当するものを1つ選んでください。

(派遣労働者の方は、派遣元での状況についてお答えください。

ただし、「*」の項目については、派遣先の状況についてお答えください。)

満足度	満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満
仕事の内容・やりがい	1	2	3	4	5
賃金	1	2	3	4	5
*労働時間・休日等の労働条件	1	2	3	4	5
人事評価・処遇のあり方	1	2	3	4	5
*職場の環境(照明、空調、騒音等)(注5)	1	2	3	4	5
*正社員との人間関係、コミュニケーション	1	2	3	4	5
*正社員以外の労働者との人間関係、コミュニケーション	1	2	3	4	5
*職場での指揮命令系統の明確性	1	2	3	4	5
雇用の安定性(注6)	1	2	3	4	5
福利厚生(注7)	1	2	3	4	5
教育訓練・能力開発のあり方	1	2	3	4	5
職業生活全体(注8)	1	2	3	4	5

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

平成26年11月30日(日)までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。